

福祉・介護職員等 処遇改善加算等について



目次

- 1 処遇改善加算とは
- 2 キャリアパス要件と職場環境等要件
- 3 福祉・介護職員等処遇改善加算
- 4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 6 令和5年度処遇改善計画書の作成上の留意点
- 7 令和5年度処遇改善報告書の作成上の留意点



処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

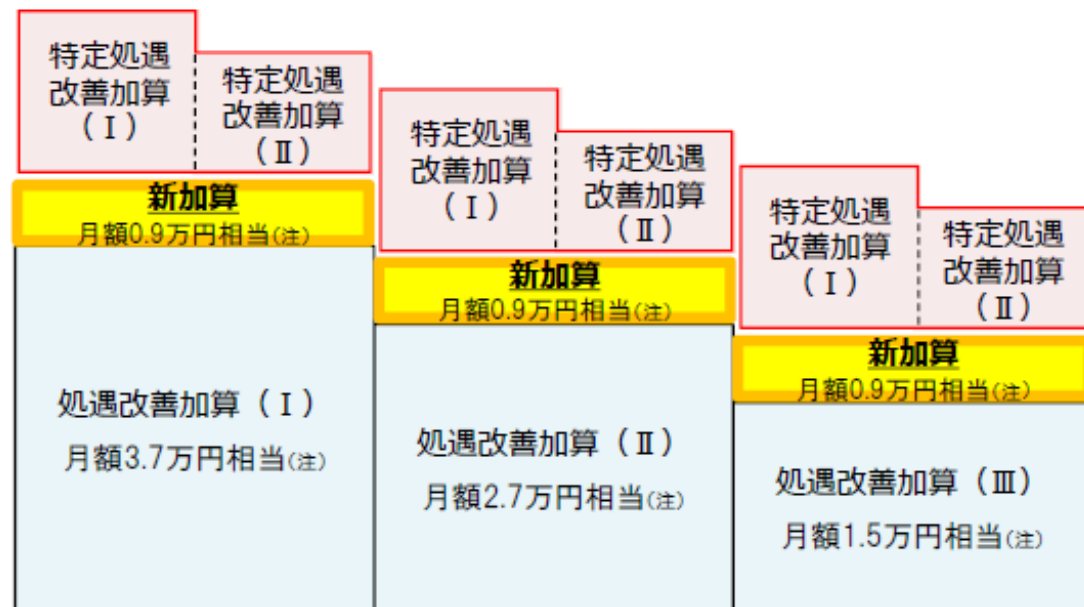
新加算(福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算)

- 対象：福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
 - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ



(注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。)

福祉・介護職員処遇改善加算

- 対象：福祉・介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

処遇改善等加算とは～賃金改善の考え方～

- 賃金改善を行う給与の種類を特定して実施しなければならない。
- 改善対象の賃金は、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。)である。
- 賃金水準は、特定した賃金項目を含め原則低下させてはならない。
- 安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。
- 賃金改善は、処遇改善加算と特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善とを区別した上で、障害福祉サービス事業者等における処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額並びに各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額を除いた賃金水準と、各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額を含む処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善後の賃金水準との差分により判断する。
- 比較時点において勤務実績のない職員については、当該職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。



キャリアパス要件 I

次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。

- イ 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること



キャリアパス要件Ⅱ

次のイ及びロの全てに適合すること。

- イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。
 - b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。
- ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。



キャリアパス要件Ⅲ

次のイ及びロの全てに適合すること。

- イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
 - c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
- ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。



処遇改善に関する加算の職場環境等要件

○「職場環境等要件」として、研修の実施などキャリアアップに向けた取組、ICTの活用など生産性向上の取組等の実施を求めている。

- ・福祉・介護職員処遇改善加算：以下のうちから1つ以上取り組んでいる必要
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算：以下の6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれで1つ以上取り組んでいる必要

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する暗唼吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ・ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備 ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備 ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ・ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ・ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ・ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供



福祉・介護職員等処遇改善加算

【対象】 下記の福祉・介護職員

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員

【算定要件】 以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと。

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、 Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲを満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 Ⅰ＋Ⅱを満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ⅠまたはⅡを満たす かつ 職場環境等要件を満たす



福祉・介護職員等特定処遇改善加算

【対象】 事業所が障害福祉サービス事業等に従事する全ての職員を以下のグループに割り振る。

A 経験・技能のある障害福祉人材

※所属する法人等における勤続年数10年以上の職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定

- ・福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者
- ・心理指導担当職員（公認心理師含む）
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者

B 他の障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材に該当しない職員）

- ・福祉・介護職員
- ・心理指導担当職員（公認心理師含む）
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者

C その他の職種

- ・障害福祉人材以外の職員



福祉・介護職員等特定処遇改善加算

【算定要件】 以下の要件を満たすこと。

- ①福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること。
- ②福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行うこと。
 - ・6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。
 - ・処遇改善加算と異なる取組を行うことまでは求めている。
- ③ホームページ等において、取り組んでいる職場環境等要件の内容を公表していること。
- ④福祉専門職員配置等加算または特定事業所加算を算定していること。(配置等要件)

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)
要件①～④を全て満たす。	要件①～③を全て満たす。

※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
にあつては配置等要件が無いいため、特定加算の区分は1つ(区分無し)となる。

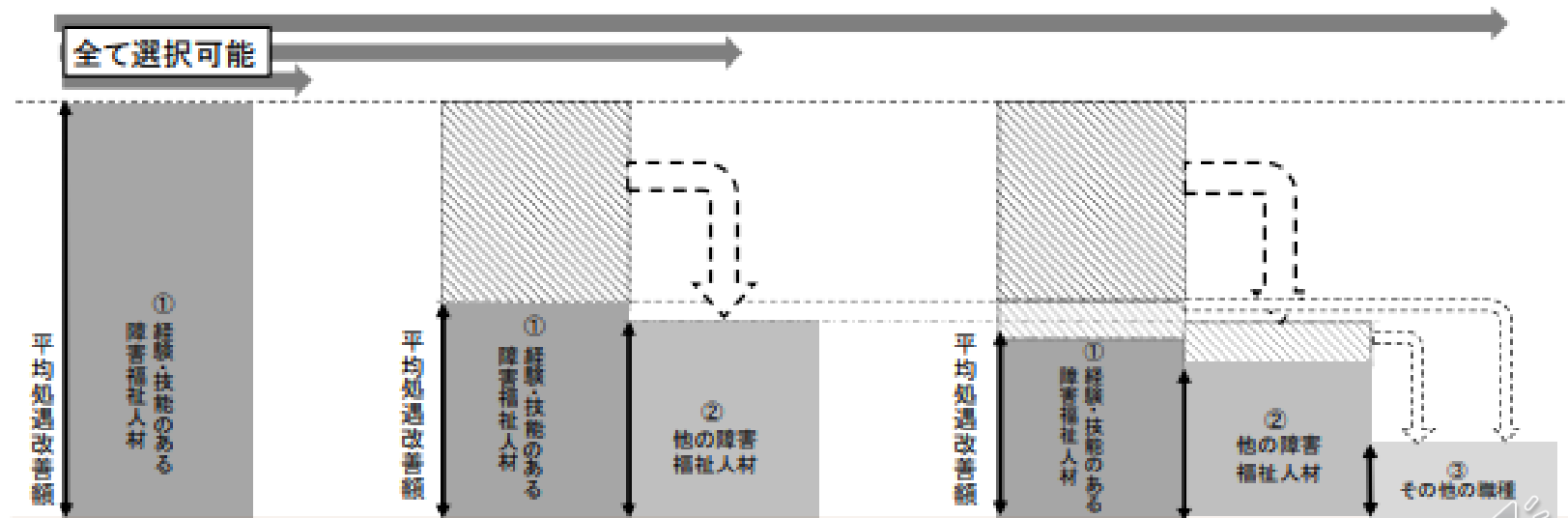


福祉・介護職員等特定処遇改善加算

【配分ルール】

- ①「A 経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円以上又は年額440万円以上の賃金増となること。
- ②「A 経験・技能のある障害福祉人材」の平均賃上げ額が「B 他の障害福祉人材」の平均賃上げ額と比較し高いこと。（平均賃上げ額が $A > B$ ）
- ③「B 他の障害福祉人材」の平均賃上げ額が「C その他の職種」の平均賃上げ額の2倍以上であること。（平均賃上げ額が $B \geq 2C$ ）
- ④「C その他の職種」の賃金改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと。

※特定加算による賃金改善分についての配分方法であるため、処遇改善加算やベースアップ加算等による賃金改善分も含めて考える必要はありません。



福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

【対象】 下記の福祉・介護職員

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員

なお、事業所・施設の判断により、他の職員を改善の対象に加えることも可能

【算定要件】

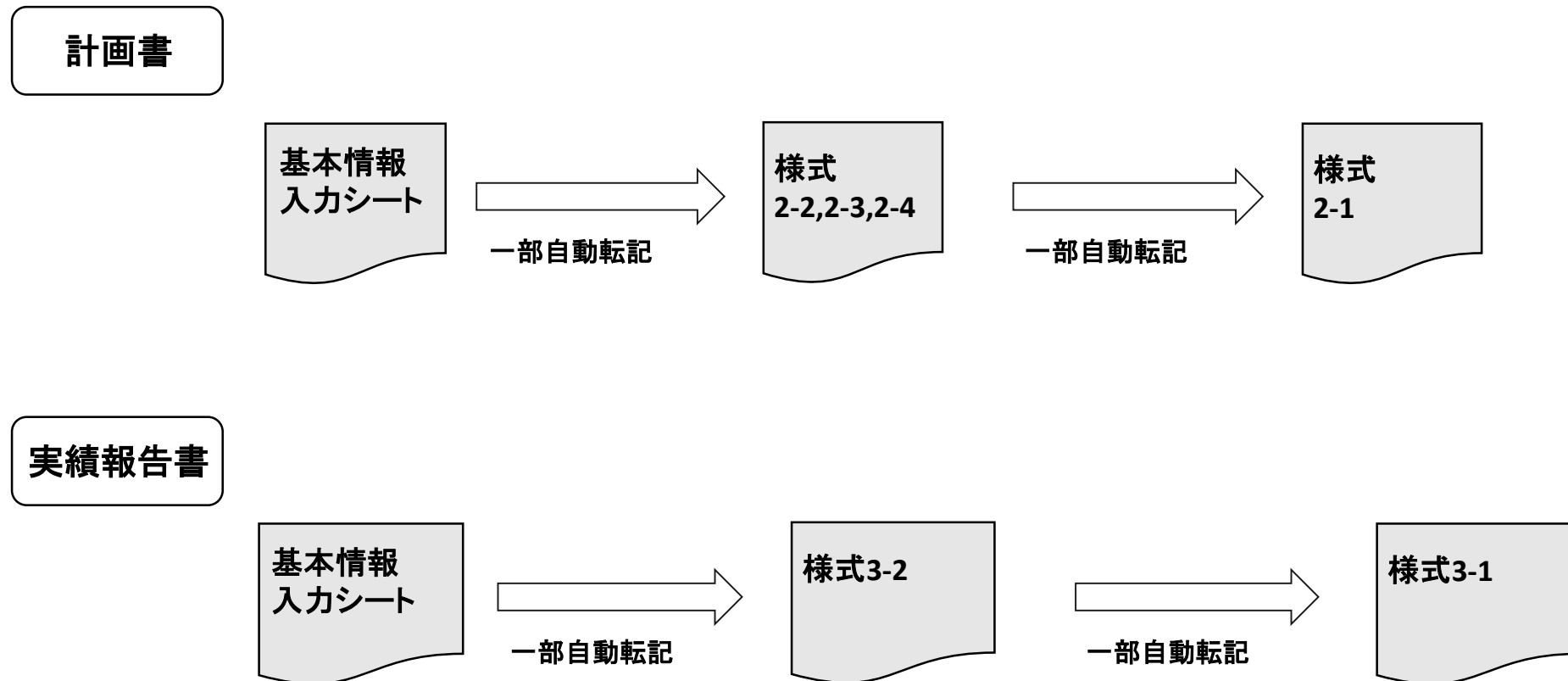
- ①介護・福祉職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
- ②賃金改善額の合計額の3分の2以上は介護職員等のベースアップ等（※）に使用すること。
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引き上げ



令和5年度処遇改善計画書・実績報告書について

○作成上の留意点

- ・一部自動転記されるため、必ず次の手順で作成してください。



令和5年度処遇改善計画書について

○作成上の留意点

〈令和4年度〉

加算を上回る金額が分配されており、かつ、加算以外の部分で賃金が下げられていないことを確認するため、3種類それぞれの加算の対象者ごとに、前年度と比較して算出した賃金改善額が加算額を上回っているかを確認。

〈令和5年度〉

今年度の賃金改善見込額がそれぞれの加算見込額を上回ることを確認するよう変更。

別紙様式2-1

2 賃金改善計画について<共通>												
<ul style="list-style-type: none"> 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。 												
I 【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること												
II 【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること												
III 【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること												
IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること												
(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)												
取得予定の加算の合計												
①	令和	5	年度の加算の見込額				8,589,255	円				
②	賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)						8,590,000	円				
(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)												
							要件 I	要件 II	要件 III			
							処遇改善加算	○	特定加算	○	ベースアップ等加算	○
①	令和	5	年度の加算の見込額				5,482,980	円	1,548,708	円	1,557,567	円
②	賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)						(a) 5,483,000	円	(b) 1,549,000	円	(c) 1,558,000	円
【記入上の注意】												

(a)(b)には、法人で推計した各加算による賃金改善の見込額を、直接記入してください。
推計の具体的な方法は問いませんが、基本情報入力シートの図を参考に、各加算を原資として行う各職員の賃金改善の見込額を積み上げる(足し上げる)などの方法により推計してください。

福祉・介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。



令和5年度処遇改善計画書について

○作成上の留意点

算定対象月と同じ月数になります。

別紙様式2-1

3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲) 5,483,000 円

② 賃金改善実施期間 令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)

賃金改善を行う給与の種類 基本給 手当(新設) 手当(既存の増額) 賞与 その他()

(当該事業所における賃金改善の根拠となる規則・規程)

賃金規程の見直し その他 ()

(※) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。

の引き上げ(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)

〇〇〇〇円の増額

〇〇円の増額

〇年〇月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含

原則、4月～翌年3月までの連続する期間を記入してください。

ただし、例えば、サービス提供月の2か月遅れで賃金の支払いを行っている場合は、6月～翌年5月までと記入してください。

※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。

(上記取組の開始時期) 令和 3 年 6 月 (実施済 予定)



令和5年度処遇改善計画書について

○作成上の留意点

別紙様式2-2

別紙様式2-1 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 ○○ケアサービス

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]
(別紙様式2-1 2(2)①に転記) 5,482,980

各加算の「算定対象月」(通常は4月～翌年3月)を記入してください。

※「賃金改善実施期間」(賃金の支払い方法により、6月～翌年5月となることもある)ではありません。

※別紙様式2-3及び別紙様式2-4も同様です。

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等を 除いた)障害福 祉サービス等報 酬総額[円](c)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算			福祉・介護職 員処遇改善加 算の見込額 (c×d×e) [円]	
			都道府県	市区町村				新規・継続の 別	算定する 福祉・介 護職員処 遇改善加 算の区分	加 算 率 (d)		算定対象月(e)
1	1334567891	東京都	東京都	千代田区	福祉事業所01	居宅介護	164,000	区分変更	加算Ⅱ	20.0%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	393,600
2	1334567892	東京都	東京都	豊島区	福祉事業所02	同行援護	262,400	継続	加算Ⅱ	20.0%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	629,760

賃金改善実施期間と同じ月数になります。



令和5年度処遇改善報告書について

○作成上の留意点

別紙様式3-1

令和5年度(4月～翌年3月サービス提供分)の処遇改善加算による賃金改善に要した額(実績値)を、直接記入してください。

算出の具体的な方法は問いませんが、基本情報入力シートの図を参考に、処遇改善加算を配分するために行った各職員の賃金改善の所要額を積み上げる(足し上げる)などの方法により算出してください。

(2) 加算額以上の賃金改善について(各加算の内訳)				要件 I			
				処遇改善加算	○	定加	
①	令和	5	年度の加算の額	24,535,200	円	6,715,800 円	5,808,000 円
②	各加算による賃金改善所要額 (①の各加算の額以上であること)			(a) 24,572,440	円	(b) 6,750,000 円	(c) 5,809,000 円

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

①	令和	5	年度の加算の影響を除いた賃金額	(d) - (e) 253,526,561	円	要件 IV
	(ア) 本年度の賃金の総額			(d) 290,658,001	円	
	(イ) 本年度の加算による賃金改善所要額の総額(再)			(e) 37,131,440	円	
②	前年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)			(f) - (g) - (h) - (i) - (j) 253,460,000	円	
	(ア) 前年度の賃金の総額			(f) 288,158,000	円	
	(イ) 前年度の処遇改善加算の総額			(g) 24,240,000	円	
	(ウ) 前年度の特定加算の総額			(h) 4,650,000	円	
	(エ) 前年度のベースアップ等加算の総額 (福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額を含む)			(i) 5,808,000	円	
	(オ) 前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			(j) 0	円	

(g)～(i)には、令和4年度(4月～翌年3月サービス提供分)の実績値について、国保連からの通知に基づき記載してください。

※(i)は、令和4年4月～令和4年9月サービス提供分の特例交付金、令和4年10月～令和5年3月サービス提供分のベースアップ等加算の総額となります。

令和4年4月サービス提供分の特例交付金の額は、令和4年5月審査分の額(2～4月サービス提供分)を3等分して推計します。

令和5年度処遇改善報告書について

○作成上の留意点

令和5年度(4月～翌年3月サービス提供分)のベースアップ等加算による賃金改善に要した額(実績値)を、福祉・介護職員とその他の職員に分けて、直接記入してください。

別紙様式3-1

(2) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について			
福祉・介護職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	4,715,211	円
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	3,533,051	円
その他の職員	ii) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	1,093,789	円
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	783,753	円
(参考)ベースアップ等加算による賃金改善所要額(総額・年額)		5,809,000	円

$\times \frac{2}{3}$ 以上

$\times \frac{2}{3}$ 以上

← ○

← ○

要件区



令和5年度処遇改善報告書について

○作成上の留意点

各加算の総額には、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき、令和5年度(4月～翌年3月サービス提供分)の実績を記入してください。

別紙様式3-2	福祉・介護職員処遇改善実績報告書	福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書
法人名	〇〇ケアサービス	
		本年度の加算の総額[円]
処遇改善加算		24,535,200
特定加算		6,715,800
ベースアップ等加算		5,808,000

【記入上の注意】

本表に記載する事業所は、計画書の別紙様式2-2、2-3及び2-4に記載した事業所と一致しなければならない。事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

	障害福祉サービス事業所番号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	処遇改善加算		特定加算		経験・技能のある障害福祉人材のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上[人]	ベースアップ等加算
			都道府県	市区町村			算定する加算区分	本年度の加算の総額[円]	算定する加算区分	本年度の加算の総額[円]		本年度のベースアップ等加算の総額[円]
1	1314567891	東京都	東京都	千代田区	障害福祉事業所名称01	居宅介護	加算 I	2,042,400	特定加算 II	409,200	1	334,800
2	1314567892	東京都	東京都	豊島区	障害福祉事業所名称02	居宅介護	加算 II	1,846,800	特定加算 I	646,800	1	415,800